

議案第 104 号

工事請負契約について

クルーズターミナル新築工事(電気設備)について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 クルーズターミナル新築工事（電気設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 203,500,000円
- 4 契約の相手方 石垣市字登野城1276番地5
有限会社つかさ産業
代表取締役 小波本 教夫

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

クルーズターミナル新築工事(電気設備)の請負契約の締結については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年石垣市条例第8号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。